

番号	1226
特定事業の名称	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)第11条の2 旅行業法施行要領(平成17年2月28日国総旅振第386号)第7
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令に定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行業者の営業所においては、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認める。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし